

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 26 日農用地利用集積等促進計画（賃借権の設定等）を認可した。

令和 8 年 3 月 30 日

愛知県知事 大 村 秀 章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
一宮市	1 者	萩原町串作字二子前 57 番ほか 2 筆
瀬戸市	3 者	駒前町 565 番ほか 3 筆
春日井市	5 者	廻間町字間瀬口 44 番ほか 12 筆
犬山市	10 者	橋爪東一丁目 5 番ほか 76 筆
江南市	2 者	和田町天神 318 番ほか 1 筆
稲沢市	11 者	平和町下起南 151 番ほか 127 筆
尾張旭市	4 者	北山町六反田 128 番ほか 5 筆
岩倉市	2 者	石仏町たり 28 番ほか 22 筆
豊明市	8 者	杓掛町山田 155 番ほか 33 筆
日進市	34 者	赤池町屋下 407 番ほか 146 筆
長久手市	14 者	岩作隅田 27 番 1 ほか 21 筆
愛知郡東郷町	7 者	大字和合字大坂 206 番ほか 35 筆
丹羽郡大口町	8 者	竹田二丁目 264 番ほか 48 筆
丹羽郡扶桑町	3 者	大字高雄字扶桑台 346 番ほか 17 筆